資　循　第　４２５　号
令 和 ２ 年 ３ 月 ６ 日

市町村廃棄物担当部等の長
関係一部事務組合及び広域連合の管理者　様

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）

本県の産業廃棄物対策の推進につきましては、日頃から御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和２年１月 23 日付け資循第 381 号及び令和２年１月 31 日付け資循第 385 号により通知したところですが、令和２年３月４日付け（環循適発第 2003044 号、環循規発第 2003043 号）で環境省環境再生・資源循環局長より新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、本通知を踏まえ、下記等について、指導監督、周知等についてよろしくお願いします。

記

１　医療機関等から排出される感染性廃棄物について「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 30 年３月　環境省）」に基づき、特に下記に留意し、適正に処理すること。

（１）　排出事業者（医療機関等）

・　感染性廃棄物の保管に際し、他の廃棄物の混入のないようにするとともに、腐敗防止のための措置を講ずること。
・　感染性廃棄物の排出に際し、容器に入れて密閉すること及び感染性廃棄物である旨を表示すること。

（２）感染性廃棄物処理業者

・　新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物とその他の感染性廃棄物の分別や特別な表示は求めないこと。

２　家庭から排出されるマスク等の廃棄方法について、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成 21 年３月　環境省）」に準拠し、問い合わせがあった場合には、「ゴミ袋に入れて封をして排出する」など、適切に案内すること。また、ウェブサイト等を通じて住民に周知すること。

３　感染者が使用後に家庭から排出されるマスク等は、一般廃棄物として市町村等が適正に処理すること。また、市町村等は個人防護具の確保を含む感染防止等、事業継続のための取組に努めること。